

昭和四十年一月十九日受領
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質四八第一号

昭和四十年一月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員林百郎君提出福井県南条郡今庄町における地方財政法等の違反事件に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林百郎君提出福井県南条郡今庄町における地方財政法等の違反事件に

関する質問に対する答弁書

今庄地区簡易水道事業は、事業費総額二、一七九万八、七五〇円で昭和三十五および三十六の両年度にわたる継続事業として施行されたが、そのうち今庄地区住民の強く希望していた消火せん
の設置については、所要財源二八一万円の一部一七八万二四〇〇円を地区住民の寄付金によつた
ものであり、この寄付金について町長名のお願い文が出されていることも事実である。

この消火せん設置事業は、町内でも特に人家の密集度の高い今庄地区において多年熱望されて
いたところであり、所要財源の一部に充てるため寄付をする旨の意思表示がなされていた事情は
認められるが、このような寄付金について、町長名をもつて金額を明示して依頼するとともに職
員に直接集金にあたらせることは、地方財政法第四条の五の法意にてい触するおそれがあるもの

である。

今後、このような行為が行なわれることのないように今庄町に対しては福井県を通じて厳に注意するとともに、その他の市町村に対しても都道府県知事を通じて指導いたしたいと考える。

右答弁する。